

瀬戸市LGBTフレンドリー企業登録制度の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人が互いに人権を尊重し、多様な性を認め合い、誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる社会の実現を目指し、性的マイノリティの理解の促進に寄与するため、LGBTフレンドリー企業の登録について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性自認(自己の性別についての認識をいう。以下同じ。)が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向(恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみでない者並びに性及び性的指向を認識していない者をいう。
- (2) 企業 営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店、医療機関等をいう。
- (3) LGBTフレンドリー企業 性的マイノリティについて理解があり、かつ、性的マイノリティに対し支援又は配慮する取組を実施している企業をいう。
- (4) 事業所 企業が事務所、本店、支店、営業所、工場等対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

(対象)

第3条 LGBTフレンドリー企業の登録の対象となる企業は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 事業所の所在地が瀬戸市内にあること。
 - (2) 性的マイノリティについて理解があり、かつ、性的マイノリティに対し支援又は配慮する取組を実施していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業は次条の申請書を提出することができない。
- (1) 過去3年間に労働に関する法令その他の法令に違反した企業
 - (2) その業態が公序良俗に反していると認められる企業
 - (3) 瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である企業、同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっている企業又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業
 - (4) 市税を滞納している企業
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、登録することが社会通念上適切でないと思われる企業

(登録の方法等)

第4条 LGBTフレンドリー企業の登録を受けようとする企業は、瀬戸市LGBTフレンドリー企業登録(新規・更新)申請書(第1号様式)及び瀬戸市

LGBTフレンドリー企業登録チェックシート（第2号様式）（以下「申請書等」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、当該登録を受けようとする企業は、企業単位又は事業所単位で申請書等を提出することができる。

- 2 申請書等には、その記載内容に関する説明資料を書面又は電磁的記録によって添付しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により申請がされた場合は、当該企業が第3条第1項の規定に該当し、及び同条第2項の企業に該当しない場合であって、別表に定める要件のいずれかを満たしていると認めるときは、当該企業を瀬戸市LGBTフレンドリー企業として登録（以下「登録」という。）し、瀬戸市LGBTフレンドリー企業登録証（第3号様式）を交付する。
- 4 前項の登録証の交付を受けた企業は、瀬戸市LGBTフレンドリー企業マーク（第4号様式。以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。なお、ロゴマークの使用方法については、市長が別に定めるものとする。

（登録内容の変更等）

第5条 登録を受けた企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、瀬戸市LGBTフレンドリー企業申請事項（変更・辞退・廃止）届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業及び事業所の名称を変更したとき。
- (2) 事業所の所在地を変更したとき。
- (3) 申請書に記載した取組内容、実施状況に変更があったとき。
- (4) 登録を辞退しようとするとき。
- (5) 合併、解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

2 登録を受けた企業は、前項第3号に該当するときは、前項の届出書に瀬戸市LGBTフレンドリー企業登録チェックシートを添付し、提出するものとする。

（確認調査）

第6条 市長は、企業に対して聞き取り又は現地調査を実施し、申請等の内容の確認を行うことができる。

（登録の有効期間及び更新）

第7条 登録の有効期間は、登録日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

2 前項の有効期間の満了に際し、引き続き瀬戸市LGBTフレンドリー企業として登録しようとするものは、当該有効期間の満了の日前までに更新の手続をしなければならない。この場合において、更新に必要な手続は、瀬戸市LGBTフレンドリー企業登録証の有効期限の日6月前から行うことができるものとする。

3 前項に規定する更新手続は、第4条の規定を準用する。

（登録の取消）

第8条 市長は、登録を受けた企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録の取消を行うことができる。

- (1) 第3条第1項の要件を満たさなくなったとき、又は同条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 申請書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第5条第4号又は第5号の規定に該当したとき。
- (4) 次条に規定する役割を果たすことができないと市長が認めるとき。

(LGBTフレンドリー企業の役割)

第9条 登録を受けた企業は、登録に係る取組を維持するとともに、取組の充実を図るものとする。

(市の役割)

第10条 市長は、登録を受けた企業の名称、取組等について、情報を発信し、広く市民等への周知を図るものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	要件
1	就業規則等に性自認若しくは性的指向に関するアウトティング* ¹ 又はハラスメントの禁止を規定する等の対策を講じている。
2	性的マイノリティに関する知識及び理解を深めるよう研修、勉強会等を実施している。
3	同性のパートナーがいる従業員に対し、福利厚生等の社内制度を利用できるよう配慮している。
4	性自認、性的指向等に関する従業員向けの相談窓口を設置している。
5	性自認に基づく通称名が使用できるよう配慮している。
6	就業時の服装について、性自認に配慮している。
7	性的マイノリティ当事者である従業員が利用しやすいよう、トイレ、更衣室等の環境整備又は配慮を行っている。
8	接客対応をしている従業員（アルバイト等を含む。）に対し、性的マイノリティに関する研修、勉強会等を実施している。
9	事業所の内部又は外部にレインボーフラッグを掲示する等、アライ* ² であることを表明し、性的マイノリティ当事者が利用しやすい環境づくりを行っている。
10	窓口等で顧客を呼ぶ際に、戸籍上の性別が推知されないよう、名字又は番号で呼ぶ等の配慮を行っている。
11	申込書類等において、不必要な性別記載欄を設けない、男女以外の回答欄を設けている等の配慮を行っている。
12	性的マイノリティ当事者である顧客が利用しやすいよう、トイレ、更衣室等の環境整備又は配慮を行っている。
13	事業所として性的マイノリティに関する講演会、啓発イベント等に、協賛又は参加している。
14	性的マイノリティに関する講演会、啓発イベント等について、従業員向けに出席又は参加の勧奨を行っている。
15	事業所内部又は外部に向け、性的マイノリティに関する冊子の配架、ポスターの掲示等の啓発活動を行っている。

*1 アウティング：本人の同意を得ずに、性自認や性的指向などのセクシュアリティを暴露すること。

*2 アライ：性的マイノリティのことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する支援者のこと